

## 同和問題の知識

### 義父の思い出

真夏の暑さが一息ついた夕方、夫と二人で花や野菜に水をあげながら、ふと義父のことを思い出した。

生前、義父は生まれによって差別を受け、そのことでずっとつらい目にあってきた。

あるとき、農業経験のまったくない私と一緒に水をやりながら義父は、

「長いことやっている、植物の気持ちがわかってくるんだ。ときどき、もっと優しくしてくれよって顔をするんだ。人間だって同じだよな。」

と言った。

私は、今でもその言葉を忘れない。

「おやじが作ると大きくてうまいんだよな。俺は、まだまだかな。」

と、トマトの世話をしながら夫がつぶやいた。

私は、夫と義父が重なって見えた。

畑を吹く風が、とてもさわやかで涼しく、気持ちよく感じた。

◇ ◇ ◇ ◇

植物を育てるといふ優しい気持ちが、人間にも通じていくものです。

(埼玉県同和教育課発行「いろどり」わたしたちの同和問題 第29集)



のう 納 額 (すずき 其 一 筆)

- 指定区分 歴史資料
- 所有者 八幡神社(行田)
- 指定理由 弘化2年(1845)に原口長兵衛が奉納した納額で、酒井抱一の弟子の鈴木其一によって『日本書紀』の神功皇后の三韓征伐の図が描かれています。この当時房総沿岸の防備で出兵していた忍藩士の武運長久を願って、この納額が奉納されたと考えられます。優れた作品であるとともに、八幡神社信仰の一端を示す、奉納の時期、願主、絵師が明らかかな貴重な資料です。

▶問い合わせ 生涯学習課 ☎ 556-8319

教育委員会では、行田市の歴史を伝える貴重な有形文化財として、平成14年3月28日付で、次の1点を新たな文化財に指定しました。

## 行田市指定文化財に新たに納額を指定

## 年金の請求窓口が一部変わりました

国民年金の第3号被保険者期間を有する方の老齢基礎年金の請求窓口が4月より市町村から社会保険事務所へ変わりました。ただし、過去に第3号被保険者期間があっても、第1号被保険者として加入している間の障害や死亡にかかる障害基礎年金や遺族基礎年金の請求は今までどおり市町村で手続きします。なお、厚生年金保険の加入期間がある方(脱退手当金を受けた方も含みます)は今までどおり社会保険事務所です。

年金の種類	内 容	請 求 窓 口
老 齢 基 礎 年 金	第1号被保険者期間のみの方	市 町 村
	第3号被保険者期間を有する方	社会保険事務所
障 害 基 礎 年 金	初診日が第1号被保険者期間中や20歳前にある方	市 町 村
	初診日が第3号被保険者期間中にある方	社会保険事務所
遺 族 基 礎 年 金	死亡日が第1号被保険者期間中にある方	市 町 村
	死亡日が第3号被保険者期間中にある方	社会保険事務所
寡 婦 年 金 等	寡 婦 年 金 ・ 死 亡 一 時 金	市 町 村

▶問い合わせ 保険年金課国民年金係(内線270・271)  
熊谷社会保険事務所 ☎ 522-5211